

広島県石油コンビナート等防災アセスメント検討委員会設置要綱

(目的及び名称)

第1条 広島県が委託して実施する広島県石油コンビナート等防災アセスメント事業（以下「防災アセスメント」という。）において、アセスメントを行う際の調査範囲の検討やアセスメント実施方法に関する指導助言及びアセスメント実施結果に対する考察を専門的見地から行うため、「広島県石油コンビナート等防災アセスメント検討委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 委員は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によってこれを選出する。
- 3 委員長は、委員会を主宰する。また、委員長に事故がある時は、委員長の指名する者がその職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 委員は広島県石油コンビナート等防災計画、岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画及び福山・笠岡地区石油コンビナート等防災計画の修正に係る基礎資料を得るために実施する防災アセスメントにおいて、専門的見地から調査範囲の検討や実施方法に関する指導助言及び実施結果に対する考察を行う。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員は必要があると認めるときは、委員長に委員会の招集を求めることができる。
- 3 委員会を招集するときは、日時、場所、議題を定め、あらかじめ委員に通知するものとする。
- 4 委員はあらかじめ指名する者を委員会に代理出席させることができるものとする。
- 5 委員会は原則公開・公表とする。なお、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができます。同数の場合は、委員長がこれを決定する。

(議事)

第5条 委員会の議事は委員長が主催する。

- 2 委員会は必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

(委員会の記録)

第6条 委員長は、委員会の記録を作成しておかなければならぬ。

(結果報告)

第7条 委員長は、委員会の経過及び結果を広島県石油コンビナート等防災本部本部員会議に報告する。

(任期)

第8条 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、県危機管理監消防保安課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長がその都度定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月6日から施行する。